

韓国の 2025 年商法改正による 変化および留意事項

(2026 年 2 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金&張法律事務所）に作成委託し、2026年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金&張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金&張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

E-mail：KOS@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課

E-mail：SCB-SUPPORT@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

目次	1
I. 2025年商法改正の背景および概要	1
1. 商法改正の背景	1
2. 商法改正の推進経過	1
II. 第1次商法改正の内容（2025年7月22日改正）	1
1. 理事の株主利益保護忠実義務の導入（2025年7月22日施行）	1
2. 独立理事制度の導入および一般上場会社の独立理事の選任要件の強化（2026年7月23日施行）	5
3. 上場会社の電子株主総会の導入および大規模上場会社の電子株主総会の義務化（2027年1月1日施行）	5
III. 第2次商法改正案の内容（2025年9月9日改正）	6
1. 大規模上場会社の集中投票制の義務化（2026年9月10日の施行後、最初に理事の選任を目的とする総会の招集がある場合から適用）	6
2. 監査委員の分離選出対象者を1人から2人に拡大（2026年9月10日施行）	6
IV. 第3次商法改正案の内容（現在、共に民主党の主導で議案発議済の状態）	7
1. 自己株式の消却義務化法案の推進経過	7
2. 自己株式の消却義務化法案の内容	8
3. 自己株式に関する第3次商法改正案に伴う留意事項	9

韓国の2025年商法改正による変化および留意事項

I. 2025年商法改正の背景および概要

1. 商法改正の背景

2025年6月3日の大統領選挙を通じて新政権が発足し、新政権と執権政党である共に民主党は、商法改正を通じて企業支配構造を改善すべきであるという立場をかねてより明確にしてきた。新政権発足からこれまで2回にわたり商法改正案が通過し施行され、2026年上半期にも3回目の改正案が通過する可能性が高い状況である。

2. 商法改正の推進経過

商法改正は計3回に分けて推進中であり、大韓民国で最もよく使われる会社形態である株式会社を対象としている。改正が既になされた事項としては、(i)理事の株主利益保護忠実義務の導入、(ii)独立理事制度の導入および一般上場会社の独立理事の選任要件の強化、(iii)上場会社の電子株主総会の導入および大規模上場会社の電子株主総会の義務化、(iv)大規模上場会社の集中投票制の義務化、(v)上場会社の監査委員の分離選出対象者の拡大があり、改正事項ごとに施行日を異にして施行予定である。

なお、(vi)自己株式の消却の原則義務化は、第3次商法改正の対象として引き続き議論が行われており、2026年上半期には国会で議決される可能性が高い見込み。

II. 第1次商法改正の内容（2025年7月22日改正）

1. 理事の株主利益保護忠実義務の導入（2025年7月22日施行）

● 商法改正の内容と解釈

株式会社の理事は、会社に対して善管注意義務と忠実義務を負う。従来の忠実義務は、「理事は、法令と定款の規定により、会社のためにその職務を忠実

に遂行しなければならない。」という内容で規定されていたが（商法第382条の3）、改正商法は、上記の理事の忠実義務の対象を改正して拡大し、「理事は、法令と定款の規定により、会社および株主のためにその職務を忠実に遂行しなければならない。」という内容を規定した。また、改正商法は、同条に第2項を追加し、「理事は、その職務を遂行するにあたり、総株主の利益を保護しなければならない。」「と、追加の義務を宣言した。

第1項で、理事の忠実義務の保護対象を、会社から、会社および株主に拡大したことは、会社自体に損害を発生させるとは言い難いが（すなわち、会社自体の資産を減少させるものではないが）、株主全体に帰属する分を減少させる事案に対しても規律を拡大するものと理解される。

第2項の前段は、理事に、職務を遂行するにあたり、総株主の利益を保護する義務を課した。ここで「総株主の利益」とは、株主全体の集合的利益を意味するものであると立法過程で議論され、これにより、株主全体に帰属する分を最大化する義務が理事に課された。

なお、第2項の後段は、理事が全体株主の利益を公平に待遇する義務を課した。この部分は、株主間で（主に一般株主から支配株主へ）不当な富の移転が生じる事案において、株主の保護を強化するというものと理解される¹。

- 問題になり得る状況

改正商法下で、理事の忠実義務は、主に支配株主と一般株主間の利害が相反する状況で特に問題となる。

支配株主と一般株主間の利害関係が激しく衝突する事例としては、系列会社間の合併などの組織改編（合併、分割合併、物的分割、人的分割、営業譲渡、

¹ チョン・ギョンフン、2025年改正商法上の理事の忠実義務条項の解釈論、商事法研究第44巻第2号（2025）、299頁

包括的株式交換) と、上場会社の閉鎖的支配構造化取引が主に挙げられる。その他にも、新株発行、自己株式の処分・取得・消却、配当、役員報酬の決定でも、利害関係の衝突が発生する可能性がある。

改正商法下の理事の忠実義務に関連し、法務部と上場会社協議会の主導の下、ガイドラインが制定された²。

- 理事の民事・刑事責任に対する影響

これまでは、会社・支配株主と少数株主の間に利害の相反がある場合、理事は会社に対してのみ忠実義務を負い、会社に損害が発生しないのであれば、理事の忠実義務違反を理由に、理事の民事・刑事上の責任は認められ難かった。しかし、改正商法下では、理事が総株主の利益を保護する義務、または株主全体の利益を公平に待遇する義務に違反した場合、株主が理事の民事・刑事上の責任を主張できる可能性がより高まったものとみられる。

理事の会社に対する責任（商法第399条）は、会社に損害が発生することが要件であるため、改正商法下でも、会社に損害が発生していないのであれば、株主が当該条項を根拠として代表訴訟などの措置を取るの難しいものとみられる。

しかし、大韓民国の商法は日本と同様、理事が故意または重大な過失により任務を怠った場合の、第三者に対する損害賠償責任を規定している（商法第401条）。改正商法では、理事が株主に対して直接一定の義務を負うことになるため、株主が、自身が負った損害を根拠に理事に対して損害賠償請求をすることが、より容易になると理解される。それ以外にも、理事の忠実義務を負う対象が株主にまで拡大されたことにより、株主が理事を相手取って民法による

² 法務部は、「企業の組織改編時の理事の行為規範ガイドライン」というタイトルのガイドラインを準備中であり、上場会社協議会では最近「上場会社の理事の主要意思決定に関する指針」というタイトルで指針書を発刊した。

不法行為を原因とする損害賠償請求をするのが、より容易になったという見解もある。どのような状況で、どれくらいの範囲の損害賠償請求が容認されるかについては、今後の裁判所の判断を見守る必要がある。

なお、大韓民国では、理事を他人（会社）の事務を処理する者と解釈しており、これにより、理事が善管注意義務および忠実義務を故意に違反して会社に損害を負わせ、自身または第三者が利益を得られるようにした場合に、業務上背任罪（刑法第356条、第355条第2項）で処罰された事例が存在する。改正商法下で、理事の忠実義務の対象と内容が拡大されたことに伴い、理事の刑事上の責任が拡大されるかどうかは今後の裁判所の判断を見守る必要があるが、実質的に、株主が理事の株主に対する忠実義務などの違反を理由に告訴・告発する事例はより増えると思込まれる。

- 改正商法下で株式会社の運営において留意する事項

改正商法下では、理事会の運営において、意思決定手続の透明性、進行予定の取引の公正性を確保し、理事が意思決定をするにあたり忠実義務を遵守したという根拠を残す必要がある。

公正性を確保するために実務的に施行できる措置として、次のような事項がある。

- 進行中の取引に対する、独立的な外部専門家（財務、法務など）による、取引の手続と条件の公正性の検討を強化
- 独立的な意思決定のために、支配株主から独立的な人物（社外理事など）で特別委員会を構成し、理事会の判断の客観性を確保
- 支配株主と少数株主間の利害関係の対立が存在し、株主の意思決定が必要な事項については、株主の合理的な判断のために十分な情報を提供し、これのために会社に課される開示義務を忠実に履行
- 事案に応じて、公正性を強化するために、利害関係のない株主の承認

または少数株主の多数決（Majority of Minority）による承認を検討することが可能

また、理事会の機能を強化するために、主要な取引を進めるにあたり、理事会に関連経過を持続的に報告し、進行段階ごとに継続的な議論が行われるようにすることで、理事会に実質的な権限を付与する必要がある。

理事会の進行過程で忠実な議事録を作成することで、理事会が忠実義務の違反が問題となり得る各事案に対して十分な検討を経たことに関する証憑を備える必要がある。

2. 独立理事制度の導入および一般上場会社の独立理事の選任要件の強化（2026年7月23日施行）

第1次改正商法は、上場会社の「社外理事」の名称を「独立理事」に変更し、その選任比率を理事総数の4分の1以上から3分の1以上に拡大する内容を含む。独立理事は、社外理事として、社内理事、執行役員および業務執行指示者から独立した機能を遂行する理事を意味する。

ただし、大規模上場会社（直近事業年度末基準で資産総額が2兆ウォン以上の上場会社、以下同じ）については、従来と同様に、社外理事（独立理事）は3人以上とするものごと、理事総数の過半数となるようにしなければならない。

このように、上場会社の理事の構成における独立性の要件が強化されたことにより、上場会社は今後株主総会を通じて独立理事を選任するにあたり、社内理事からの独立性が確保された候補を予め物色し、理事選任のために事前に株主を説得するなど、株主総会の運営に留意しなければならない。

3. 上場会社の電子株主総会の導入および大規模上場会社の電子株主総会の義務化（2027年1月1日施行）

第1次改正商法は、上場会社の場合、2027年1月1日より、理事会の決議をもって、株主の一部が招集地に直接出席せず、遠隔地から電子的方法により決議に参加でき

る方法である電子株主総会を開催することができるようにしており、大規模上場会社の場合は義務的に電子株主総会を開催しなければならない。

非上場会社に対しては電子株主総会を許容する規定がないため、非上場会社は依然として株主が招集地に直接出席する方法で総会を開催しなければならない。ただし、非上場会社の場合も、株主は、議決権の行使を代理人に委任したり、書面または電子的方法により議決権を行使することができる（これは株主総会そのものを電子的方法で行う電子株主総会と区分される。）。

III. 第2次商法改正案の内容（2025年9月9日改正）

1. 大規模上場会社の集中投票制の義務化（2026年9月10日の施行後、最初に理事の選任を目的とする総会の招集がある場合から適用）

大韓民国の商法は集中投票制を規定しており、2人以上の理事の選任を目的とする株主総会において、発行済株式総数の100分の3以上に該当する株式を有する株主は、定款で別途定める場合を除き、会社に対して集中投票の方法で理事を選任することを請求することができ（商法第382条の3）、上場会社の場合、当該持分要件が100分の1に緩和される（商法第542条の7）。

第2次改正商法は、大規模上場会社の場合、定款に規定を置いても集中投票制の適用を排除できないという内容を規定しており（商法第542条の7第3項）、大規模上場会社は、2026年9月10日以降は、集中投票制が義務化される。

2. 監査委員の分離選出対象者を1人から2人に拡大（2026年9月10日施行）

大韓民国の商法は、一定の規模以上の株式会社は、監事を置くか、理事会内の委員会として監査委員会を置くものとしている。特に、大規模上場会社は、監査委員会の設置が義務付けられており、株主総会で理事を選任した後、選任された理事の中から監査委員会の委員を選任しなければならない。監査委員会委員を選任するに

あたっては、発行済株式総数の100分の3を超える数の株式を有する株主は、その超過分について議決権が制限される（商法第542条の12）。

監査委員会委員の選任方式には、会社の理事をまず一括で選出した後、その中から監査委員会委員を選出する方式（一括選出方式）と、最初から株主総会で他の理事と分離して監査委員会委員となる理事を選出する方式（分離選出方式）がある。前者の場合、理事の一括選出の段階では大株主の議決権の制限が適用されないという点で、後者が少数株主に有利な方式であると評価される。

従来の商法は、大規模上場会社、または上場会社のうち自発的に監査委員会を設置した会社に対し、監査委員会委員のうちの1人（定款でそれ以上の数を定めることができる。）の分離選出を義務付けていたが、第2次改正商法は、分離選出の対象となる監査委員を2人（定款でそれ以上の数を定めることができる。）に拡大した。

改正商法が2026年9月10日に施行されることを受け、多くの会社が、2026年3月に予定されている定期株主総会で先制的に分離選出を通じて監査委員を選任すると予想される。

IV. 第3次商法改正案の内容（現在、共に民主党の主導で議案発議済の状態）

1. 自己株式の消却義務化法案の推進経過

新政権は、自己株式の消却義務化に関する商法改正を引き続き推進する意思を明らかにし、それ以降、監督当局は、上場法人の自己株式の保有現況および処分計画の開示規制を引き続き強化するなど、自己株式の活用に関する規制を強化する動きをみせている。

2025年11月25日、共に民主党の呉奇炯議員は、過去に発議された自己株式の消

却義務化に関する様々な法案を総合した商法改正案を発議し、2026年1月には、李在明大統領も自己株式の消却を義務化する商法改正の必要性を強調するなど、2026年の序盤に自己株式に関連する法案が通過する可能性が高い状況であるとみられる。

最も重点的に議論されている商法改正案（2025年11月25日呉奇炯議員発議案）は、次のような内容を含む。

2. 自己株式の消却義務化法案の内容

議論されている商法改正案は、自己株式の本質を未発行株式と明確に規定し、これによる制限を適用することで、自己株式は何ら権利がないことを明示し、自己株式を交換または償還の対象として社債を発行すること、自己株式を質権の目的とすること、会社の合併・分割の際に自己株式に分割新株を割り当てることを禁止している。

また株式会社が自己株式を取得する場合、その消却を義務付けており、取得日から1年以内に消却することを原則としている。また、法施行当時に会社が既に保有している自己株式に対しても同一の消却義務を課すものの、6ヶ月の追加猶予期間を付与する（猶予期間は、今後の国会での議論の過程で変更可能）。

議論されている商法改正案下では、一定の例外事由に該当する場合のみ、会社が自己株式を保有または処分することができる。自己株式を例外的に保有または処分する場合には、自己株式の保有処分計画を作成し、株主総会の承認を得なければならない。議論されている例外事由には、次のものがある（詳細な例外事由は、今後の国会での議論の過程で変更可能）。

- (1) 会社が、各株主に、それが有する株式数に比例して同一条件で処分する場合
- (2) 会社が株式買取選択権を付与するなど、役職員の報償の目的で活用する場合

- (3) 会社が従業員持株制度の実施の目的で活用する場合
- (4) 会社が、株式の包括的交換、株式の包括的移転、合併による交付など、法令が定めるところにより活用する場合
- (5) 会社が、新技術の導入、財務構造の改善など、会社の経営上の目的を達成するために必要な場合であって、株主総会の特別決意により、定款にその事由を規定した場合

自己株式の消却義務にもかかわらず、会社が例外的に自己株式を保有・処分する際は、原則として、各株主に、それが有する株式数に応じて均などな条件で処分しなければならず、会社が自己株式を処分する際は、その性質に反しない範囲内で新株発行手続を準用する。

3. 自己株式に関する第3次商法改正案に伴う留意事項

自己株式の消却を義務化する第3次商法改正案が通過すれば、自己株式の保有および処分の例外事由が上記のように限られるため、企業の財務構造および関連取引に相当な変動が発生すると予想される。

議論されている商法改定案は、法施行当時に会社が既に保有している自己株式に対しても同一の消却義務を課す内容を含んでいるため、法が施行される場合、猶予期間内に自己株式の保有および処分のために必要な根拠（定款の改正、自己株式保有処分計画）を備える必要がある。